

第 3 回 「三 番 瀬 再 生 会 議」

平成 1 7 年 2 月 1 8 日 (金)
午後 6 時 3 0 分 ~ 8 時 3 0 分
千葉県労働者福祉センター

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 三番瀬再生会議の役割等について

(2) スケジュールについて

(3) 三番瀬再生会議への報告事項

ア 平成 1 6 年度 (追加) 事業について

(4) その他

ア 千葉港葛南中央地区 (- 1 2 m) 岸壁の整備について

イ 行徳塩性湿地における貧酸素水改善実験について

ウ 三番瀬フェスタ「『サンフランシスコ湾計画』にまなぶ国際シンポジウム」の開催結果について

4 閉 会

第3回三番瀬再生会議

1 出席委員

(:会長 :副会長 敬称省略 順不同)

No	分類	分野	氏名	摘要	出席
1	学識経験者	都市計画	大西 隆	東京大学教授	
2	学識経験者	保全生態学・環境教育	吉田 正人	江戸川大学助教授	
3	学識経験者	海洋環境	細川 恭史	国土交通省国土技術政策総合研究所部長	
4	学識経験者	鳥類	蓮尾 純子	(財)日本野鳥の会評議員	
5	学識経験者	環境政策	倉阪 秀史	千葉大学助教授	
6	学識経験者	底生生物	清野 聡子	東京大学大学院助手	
7	学識経験者	海岸工学	矢内 栄二	千葉工業大学教授	
8	学識経験者	水環境	中田 薫	(独)水産総合研究センター室長	
9	学識経験者	都市計画	村木 美貴	千葉大学助教授	
10	学識経験者	漁業	工藤 盛徳	東海大学名誉教授	
11	地元住民		歌代 素克	市川市南行徳地区自治会連合会長	
12	地元住民		本木 次夫	船橋市自治会連合協議会副会長・事務局長	
13	地元住民		木村 幸雄	習志野市連合町会連絡協議会副会長	
14	地元住民		岡本 孝夫	浦安市自治会連合会長	
15	公募委員		川口 勲	市川市在住	
16	公募委員		米谷 徳子	船橋市在住	
17	公募委員		後藤 隆	浦安市在住	
18	環境NPO		大野 一敏	NPO法人 ベイプラン・アソシエイツ 理事長	
19	環境NPO		佐野 郷美	市川緑の市民フォーラム 事務局長	
20	環境NPO		竹川 未喜男	千葉の干潟を守る会	
21	地元経済・産業界		佐藤 フジエ	千葉県商工会議所女性会連合会副会長	

2 出席オブザーバー

No	分野	摘要	出席
1	水産庁	漁港漁場整備部計画課長	
2	国土交通省	関東地方整備局企画部長	
3	環境省	自然環境局自然環境計画課長	
4	市川市	建設局街づくり部長	
5	船橋市	企画部長	
6	習志野市	環境部長	
7	浦安市	経営企画部長	

三番瀬再生会議の役割について

平成16年12月27日
千葉県

知事は、三番瀬再生計画案を尊重して再生計画（基本計画及び事業計画）を策定するとともに、三番瀬の再生は、マネジメントサイクルの考え方に従い進めることとし、三番瀬再生会議との関わり方を次のように整理をした。

1 再生計画の策定

(1) 再生計画（基本計画）の策定

- ・三番瀬再生会議は、知事から再生計画(基本計画)の諮問を受け、知事に答申を行う。
- ・知事は、答申を受け、広く県民の意見を募集した上で、再生計画(基本計画)を策定する。

(2) 再生計画（事業計画）の策定

- ・三番瀬再生会議は、知事から「個別の検討委員会」を設置するための基本的な考え方（委員の基本構成、検討委員会の運営方法、検討結果の報告方法）について説明を受け、知事に対して意見を言う。
- ・知事は、三番瀬再生会議からの意見を受け、「個別の検討委員会」を設置するための基本的な考え方を定める。
- ・知事は、事業計画を策定するにあたり、必要に応じ、基本的な考え方に則り「個別の検討委員会」を設置することができる。
- ・三番瀬再生会議は、知事から事前に再生計画(事業計画)について説明を受け、知事に対して意見を言う。
- ・知事は、三番瀬再生会議の意見を受け、広く県民の意見を募集した上で、再生計画(事業計画)を策定する。

2 再生事業の実施

第1段階 事業計画に基づく実施計画の策定（Plan）

- ・知事は、再生計画(事業計画)に基づき策定する実施計画について、環境調査等による事前の情報収集を行い、事業の実施が三番瀬の再生へ寄与すること及び環境への影響について事前に評価したうえで、計画を策定するものとする。
また、その経過についても、三番瀬再生会議へ報告するものとする。

第2段階 再生事業の実施（D o）

9ページ

- ・知事は、三番瀬再生会議の意見を考慮して、再生事業を実施する。また、事業実施に伴う環境のモニタリングを実施する。

第3段階 評価（C h e c k）

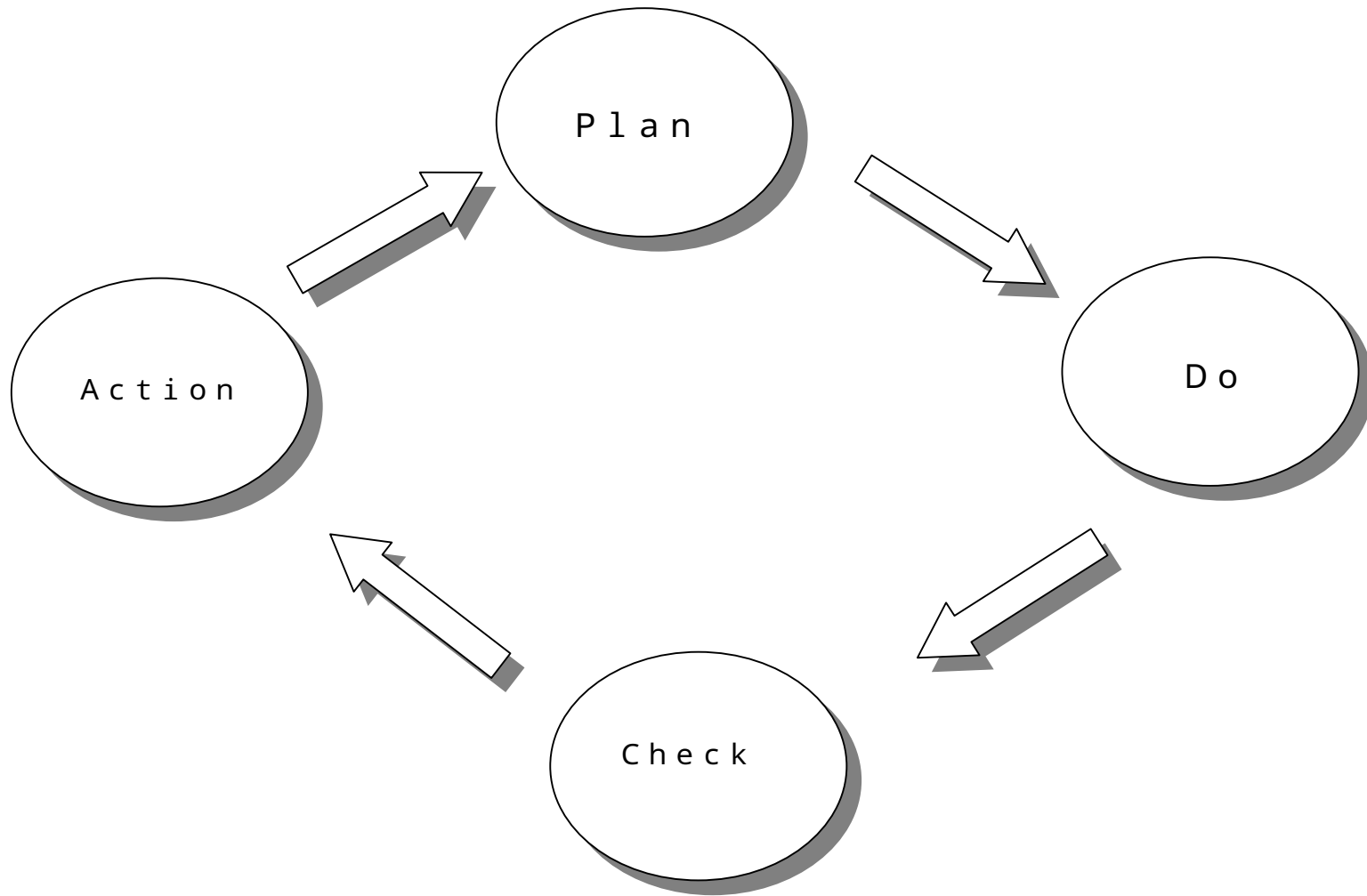
- ・三番瀬再生会議は、知事から三番瀬全体の自然環境の継続的なモニタリング及び事業の実施に伴い実施する環境のモニタリング結果（以下「モニタリング結果」という。）について報告を受ける。
- ・三番瀬再生会議は、知事から報告のあったモニタリング結果について、専門家により構成される「評価委員会」に対し、モニタリング結果の評価を指示する。
- ・「評価委員会」は、三番瀬の自然環境が改善に向かっているかどうか、また再生事業が三番瀬の自然環境に影響がないかどうか評価し、その結果を三番瀬再生会議に報告する。
- ・三番瀬再生会議は、「評価委員会」から報告を受け、知事に必要な措置を講ずることを含め意見を述べる。
- ・三番瀬再生会議は、必要があると認めるときは、知事に三番瀬の再生、保全及び利用について意見を述べるができる。
- ・また、知事は再生事業が終了した後も、一定の期間、環境のモニタリングを実施し、三番瀬再生会議へ報告するものとする。

第4段階 対策の検討（A c t i o n）

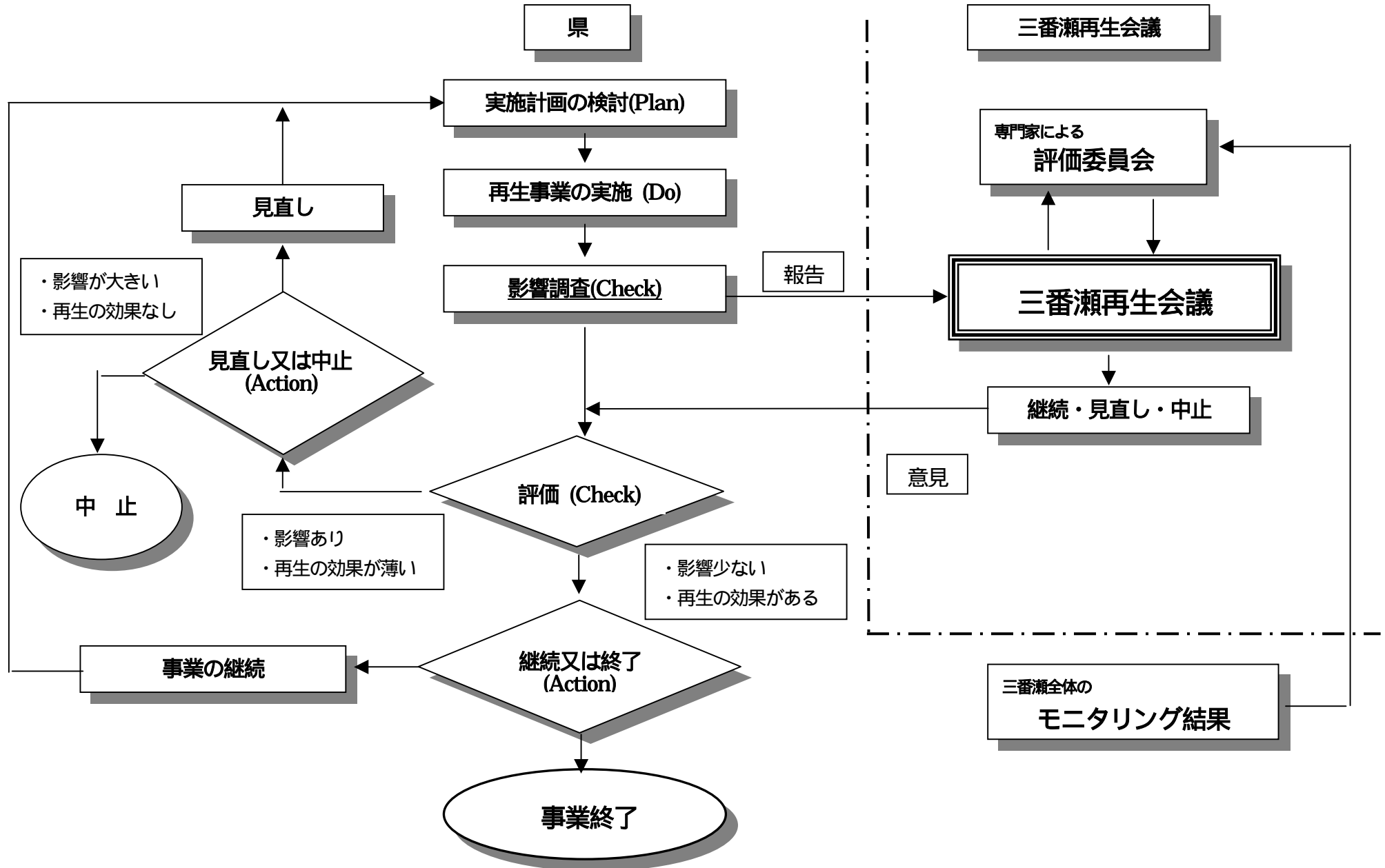
- ・知事は、三番瀬再生会議からの報告を受け、再生事業の終了、継続、見直し、中止を決定する。また、知事は再生事業の如何を問わず、三番瀬の自然環境が悪化することが懸念される場合には、三番瀬再生会議と協議して、対策を講じることとする。

3 その他

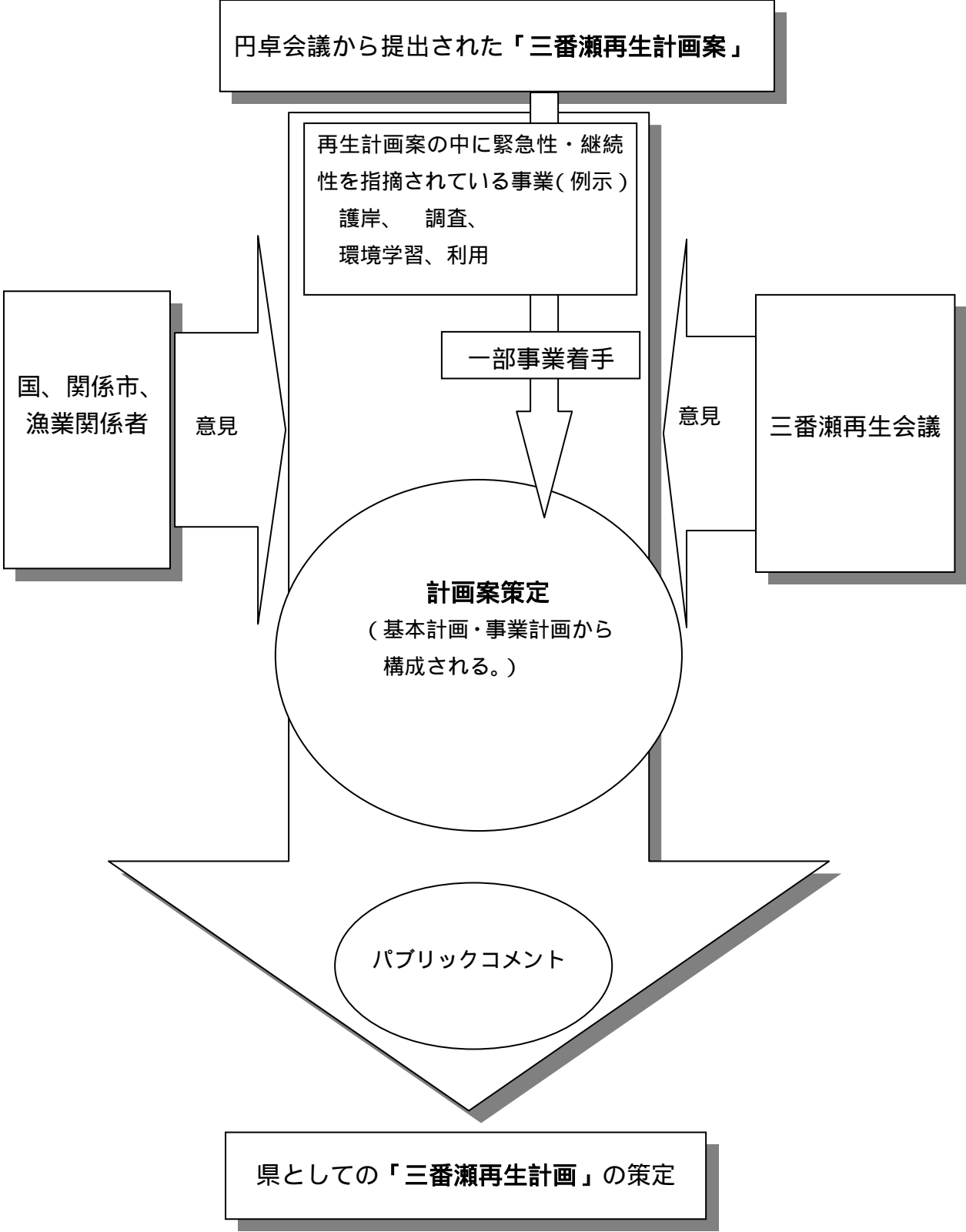
県の再生計画の策定及び再生事業などについて、会長が必要と認めた事項については、知事に建議できることとする。



マネージメントサイクルによる三番瀬再生事業の進め方(案)



三番瀬再生計画の策定と並行して進める事業の進め方（イメージ）



三番瀬再生計画策定スケジュール(案)

平成16年12月27日

	会議開催等	再生計画関係	備考
H16年12月	<p>第1回三番瀬再生会議開催(12月27日)</p> <p>議題:(1)三番瀬再生会議の組織について (2)スケジュールについて ア 個別検討委員会の基本的な考え方について (3)三番瀬再生会議への報告事項 ア 平成16年度事業について イ 平成17年度県予算について</p>	<p>基本計画案 ・国との協議 ・地元市との協議 ・漁業関係者との協議</p>	<p>個別の検討委員会</p>
	<p>第2回三番瀬再生会議開催</p> <p>議題1.再生計画案(基本計画案)の諮問 (報告事項) 1.個別検討委員会について</p>	<p>↑ ↓</p>	<p>↓</p>
	<p>↓</p> <p>第 回三番瀬再生会議開催</p> <p>議題1.再生計画案(基本計画案)の答申</p>	<p>↓</p>	<p>↓</p>
	<p>パブリックコメントへの対応</p> <p>第 回三番瀬再生会議開催</p> <p>内容:パブコメ結果と対応の報告、基本計画案の修正の報告</p>	<p>↑ ↓</p> <p>県再生計画案(基本計画案)に係るちばづくり県民コメント制度によるパブリックコメントの実施</p>	<p>↓</p>
	<p>↓</p> <p>(再生計画(基本計画)の決定)</p>	<p>↓</p>	<p>↓</p>

三番瀬再生計画の策定と並行して進めるべき事業 16ページ

1 三番瀬再生計画検討会議から提出された三番瀬再生計画案

三番瀬再生計画案では、継続して取り組むべき事業や早急に取り組むべき事業が提案され、その必要性についても以下のとおりの記述がされている。

以下再生計画案からの抜粋（カッコ内のページは再生計画案のページを指す。）

5 海と陸との連続性・護岸

(4) アクションプラン(100から101ページ)

また、塩浜1丁目をはじめ護岸の老朽化に伴う危険性が指摘されていますので、緊急に安全な護岸を整備すべきです。

海岸保全区域は、塩浜2・3丁目では、現在の海岸線に幅を持った形で設定し、塩浜2丁目と1丁目の境を陸側に折れ、内陸の海岸保全区域と結ぶものとすべきです。なお、塩浜1丁目では、海岸保全区域とはしないものの、越波を防止できる程度の安全性を確保した護岸を緊急に整備すべきです。

7 海や浜辺の利用

(4) アクションプラン(125ページ)

必要なルールについては、ゴミの放置、過剰な採集、節度の無いマリンレジャーなど、三番瀬の保全を妨げる利用をなくしていくように、円卓会議の方向性を受けて、公開で議論していく必要があります。さらに、各地域で施設や市民が中心となって適正な利用に必要な細かなルールを定めていくようにします。これらの際、負荷の許容量やライフサイクルを考えた規制など、専門家による的確なアドバイスが必要です。

今後は公園管理でおこなうこと、キャンペーン・イベントでおこなうこと、再生の場の維持・管理や、周辺の街づくりと協同して行うことなど、早期にできるものから各市域で進めていきます。

8 環境学習・教育

(4) アクションプラン(135ページ)

今後、環境学習・教育のための施設(三番瀬センター)を設立して、三番瀬と周辺地域の全体をエコ・ミュージアムとして活用し、活性化をはかり、維持管理・調査研究等にあたるため、市民やNPO・NGO、行政、各市の博物館相当施設、教育機関など、関係する多様な主体による設立準備委員会(三番瀬エコ・ミュージアム準備委員会; 仮称)をただちに組織し、きちんと時間をかけて論議していきます。

4) 科学的な調査の継続・充実 (158 ページ)

三番瀬の再生にあたって、しっかりとした科学的な調査を継続的、定期的に行い、その結果にもとづいた検討を行うことが不可欠です。これまで、多くの調査がなされてきましたが、依然として十分な科学的なデータが得られていません。今後、さらに科学的な調査を継続し、充実していくことが必要です。

2 県の考え方

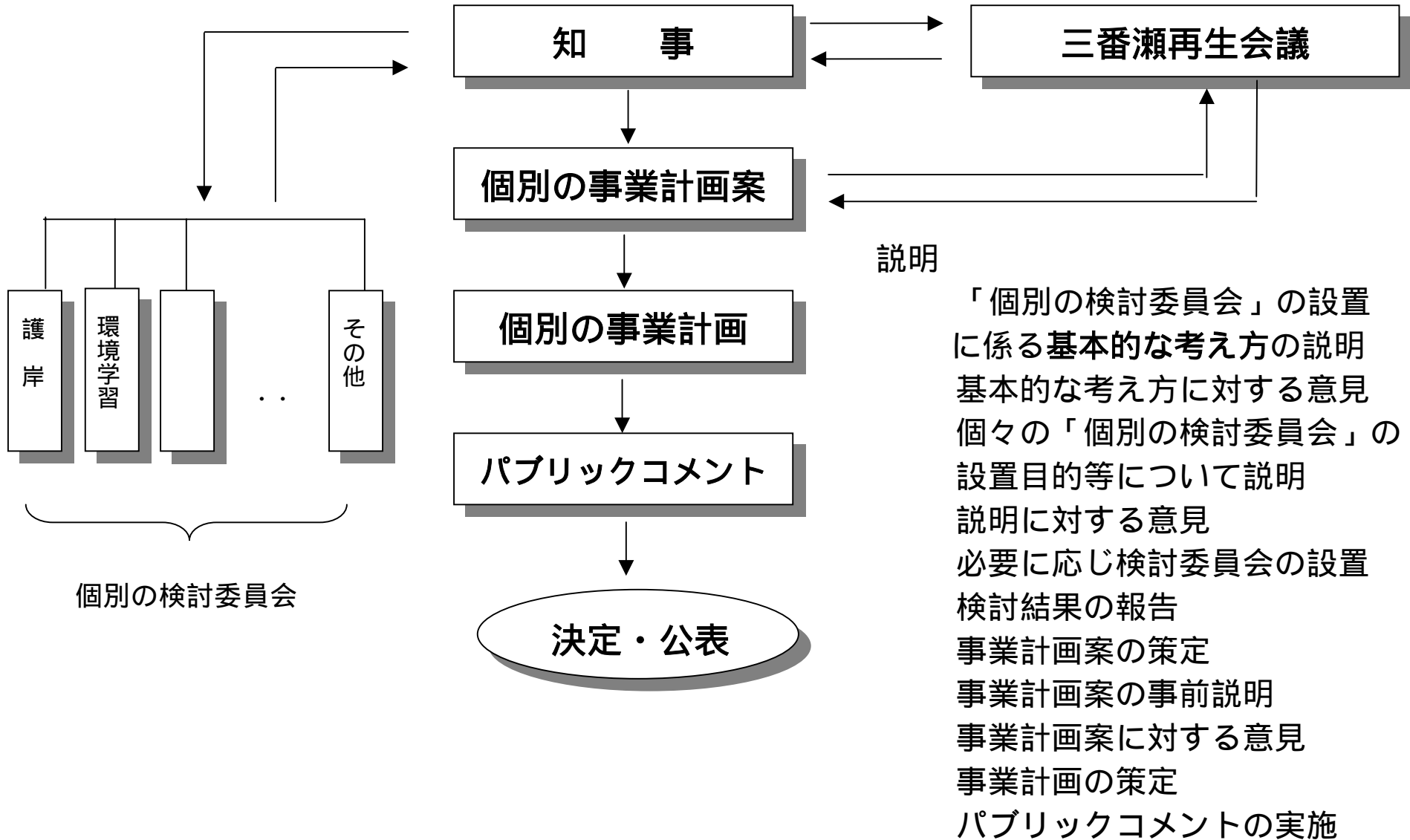
県としては、三番瀬の自然環境の再生に向けて、上記のような再生計画案に記述されている事業については、計画策定と並行して推進を図るべきと考えている。

これらの事業については、事前に三番瀬再生会議に説明した上で、積極的に取り組みたいと考えている。

平成 16 年度事業については、三番瀬再生会議に事前に説明した上で、事業着手すべきところであるが、再生計画案の中で提案されている再生事業のうち、緊急性や継続性が求められている事業について、10月26日に説明会を開催し、一部調査を実施している。

項 目 (平成 16 年度着手事業)
1 三番瀬漁場再生調査事業
2 市川海岸塩浜地先護岸改修に係る調査
3 三番瀬の「自然環境の科学的な情報の集積事業」
4 環境学習及び利用・管理に関する検討
5 三番瀬「市民参加による現地調査事業」

事業計画策定に当たっての手順（修正案） 18ページ



説明

- 「個別の検討委員会」の設置に係る基本的な考え方の説明
- 基本的な考え方に対する意見
- 個々の「個別の検討委員会」の設置目的等について説明
- 説明に対する意見
- 必要に応じ検討委員会の設置
- 検討結果の報告
- 事業計画案の策定
- 事業計画案の事前説明
- 事業計画案に対する意見
- 事業計画の策定
- パブリックコメントの実施

「個別の検討委員会」の設置に係る基本的な考え方について（案）19ページ

平成16年12月27日
千葉県

知事が策定する再生計画のうち、個別の事業計画について検討するため、必要に応じて設置する「個別の検討委員会」の基本的な考え方を次のように整理しました。

1 個別の検討委員会は、三番瀬再生計画検討会議（以下「三番瀬円卓会議」といいます。）から提案された「三番瀬再生計画案」の適正な実現に向け、県が行う個別の事業計画（案）の策定や事業実施に当たって、助言をいただくことを目的に、知事の下に設置します。

2 委員の構成分野は、学識経験者を中心に、委員会の性格に応じて、必要な分野を追加します。

県は、三番瀬再生計画案を実効性のあるものとするため、個別の事業計画を策定するものであり、個別の検討委員会では、科学的な知見に基づく検討を基本とし、経験的な知見や一般県民等の意見も聞きながら進めて行くこととします。

また、三番瀬再生会議における審議が円滑に行えるよう三番瀬再生会議の委員に対し、個別の検討委員会の委員としての参加を要請し、連携を密にすることとします。

なお、委員の人数は、検討に必要な適正人数としますが、20名程度を上限とします。

3 会議の開催方法は、三番瀬円卓会議で培われた「情報公開と住民参加」という理念に基づき、委員への住民参加と一般県民が検討のプロセスを知ることができるよう公開により行うこととします。

また、よりよい事業計画案を策定するための建設的な意見を一般県民からのFAXやメール等により聞くとともに、会場参加者の意見も聞くという従来の手法も取り入れながら、運営してまいります。